



きれいな墓地にしましょう

お盆の時期が近づいてきました。市ではカラスや野生動物などによるごみの飛散を防ぐために、墓地内にごみ箱を設置していませんが、依然として墓地内での投棄が多く見られます。周辺でクマの出没も相次いで起きていますので、供物やごみなどは各自で持ち帰るようお願いいたします。

また、使用している墓地は、草刈りを行うなど適正な管理を行い、他人に迷惑がかからないよう心がけましょう。

☎環境衛生係Tel 54-2121

「すくすくちゃんねる」に掲載してみませんか

広報すながわの裏表紙にお子さんの成長記録を残してみませんか？

3歳くらいまでのお子さんで、お父さん・お母さんのコメント400字程度に写真を添えて下記へ申し込みください。兄弟・姉妹での申し込みも大歓迎です。

☎広報広聴係Tel 54-2121

令和2年度砂川市民文化祭中止のお知らせ

毎年10月に開催していましたが「砂川市民文化祭」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年度は中止とします。

開催を楽しみにされていた皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

☎砂川市民文化祭実行委員会(公民館内) Tel 52-2339



砂川ゲートボール協会 会員募集

砂川ゲートボール協会では、会員を募集しています。まだまだ経験不足ですがみんなで楽しんで活動しています。若い方やご年配の方など、どなたでも大歓迎です。ぜひ一度見学にお越しください。

また、使用しないゲートボールスティックをお持ちでしたら寄付していただくと助かります。

●とき 毎週水曜日 8:30～12:00

●ところ 多目的広場(総合体育館付近)

●申込 下記へ

☎砂川ゲートボール協会 横畠
Tel 54-3775



8月の保育所開放

「同じ年齢の子どもと遊ばせたい」「お母さん同士友達になりたい」「育児の相談をしたい」そんなお母さんを応援するため、保育所を開放します。どうぞお気軽にご利用ください。利用の際は、事前に申し込みが必要です。

●とき 8月5日(水) 10:00～11:00

●ところ 市内保育所

●対象 未就学児とその保護者

●内容 「水遊びを楽しもう②」

●申込 下記へ

☎ひまわり保育園Tel 54-4555

さくら保育園Tel 52-3335

空知太保育所Tel 53-3287



後期高齢者健康診査

すながわ健康ポイント対象事業

9月の健診を次のとおり行います。ご希望の方は申し込みください。

●とき 9月1日(火)～10日(木)

●ところ 細谷医院、明円医院、村山内科医院、いとう内科循環器科クリニック、砂川慈恵会病院

●対象 後期高齢者医療保険加入者

●料金 400円

●申込 8月3日(月)～11日(火)までに下記へ

☎ふれあいセンターTel 52-2000



フッ素塗布

虫歯予防のため定期的(6か月ごと)にフッ素塗布を受けましょう。

●とき 8月19日(水) 受付9:30～10:00

●ところ ふれあいセンター

●対象 満1歳6か月～6歳

●料金 無料

●持ち物 母子健康手帳と子どもの歯ブラシ2本

※必ず歯磨きをしてきてください。希望者には歯の染め出しも行います。

●申込 8月18日(火)までに下記へ

☎ふれあいセンターTel 52-2000



屋根・外壁塗装のご用命はお任せください

小さな工事でもお気軽にお電話お待ちしております



(株)加我塗装工業

晴見2条北8丁目3番7号 ☎52-3333

職業訓練指導員(塗装科) 1級塗装技能士の店

水道

についての
お問い合わせは...



中空知広域水道企業団

フリーアクセス
(通話料金無料)

オイシイミズ

080-080-01432

TEL.53-3831 FAX.53-2126

砂川営業所(砂川市役所1階)

TEL 54-2121

料金のお支払いには、
便利な口座振替を

砂川市農業委員会 委員の任命

砂川市農業委員会委員について、令和2年2月からの推薦・公募および6月定例市議会の同意を経て、次の方々が任命されました。

◆任期

令和2年7月20日～同5年7月19日までの3年間

◆農業委員会委員（敬称略）

- ・関尾 一史（会長）
- ・前谷 篤（職務代理者）
- ・片桐 幸示 ・猿渡 万里子
- ・谷口 秀夫 ・渡邊 勝郎
- ・角丸 章 ・菊地 匡
- ・井上 善博 ・竹田 安宏
- ・渡部 延三 ・高橋 宏吉
- ・大原 陸生

☎農業委員会Tel 54-2121



8月の子育てひろば

幼児を対象とした子育てひろばを開催しています。気軽な雰囲気の中、講師や参加者同士、おしゃべりしながら楽しみましょう。なお、参加する際はご家庭で検温をし、必ずマスクの着用をお願いします。

- とき 8月31日(月) 10:00～11:30
- ところ 公民館4階 大会議室
- 対象 就学前の幼児とその保護者
- 定員 10組（先着）
- 内容 「親子ヨガ」
親子でペアになり、簡単なヨガを楽しみましょう。お子さんと一緒に、遊びの延長のような形で気軽に楽しめます。体を動かして、ゆったりリラックスしてみませんか。
- 講師 ヨガインストラクター 川端 いづみ氏
- 参加料 無料
- 持ち物 ヨガマット（なければ大きめのバスタオル）、汗拭き用タオル、飲み物、マスク
- 申込 8月27日(木)までに下記へ
☎社会教育係Tel 54-2121



特別定額給付金の申請は8月7日まで

5月8日から受け付けている特別定額給付金(1人10万円)の申請期限は、8月7日(金)(消印有効)です。申請期限を過ぎると特別定額給付金の給付が受けられなくなりますので、お忘れなく手続きを済ませてください。申請書の未着、紛失などにつきましては、特別定額給付金事務局までご連絡ください。

☎特別定額給付金事務局
Tel 54-2121



認知症を抱える家族の交流会

認知症の介護を経験してきた仲間同士が、悩みを受け止めながらアドバイスしあう交流会に参加してみませんか。参加する場合は事前にご連絡ください。

- とき 8月17日(月)、9月14日(月) 10:00～11:30
- ところ ふれあいセンター
- 申込 下記へ
☎社会福祉協議会Tel 52-2588

令和2年度 会計年度任用職員募集

- 任用予定期間 令和2年9月1日から同3年3月31日まで
- 試験方法 書類選考および面接試験 ●試験日 個別に連絡
- 申込方法 砂川市会計年度任用職員任用申込書兼履歴書（※）に必要事項を記入し、8月3日(月)～12日(木)までに、下記の申し込み先に持参または郵送（必着）

*下記の申し込み先に備え付けているほか、市ホームページからダウンロード可。なお、市販の履歴書でも可。

職種	募集人数	業務内容	報酬	勤務時間など	休日	資格要件など	詳細・申込
公民館等業務員	1	公民館の施設管理、窓口対応など	月給 154,935円～	7:45～16:15、9:45～18:15、12:45～21:15 ●週5日、シフト制	年末年始など	普通自動車免許	教育委員会 文化学習係 Tel 54-2121

*6時間以上の勤務の場合は原則1時間の休憩があります。

*会計年度任用職員の身分などについては「広報すながわ」2月1日号または市ホームページをご覧ください。

りんごの里グループ 創業おかげさまで17周年

りんごの里

晴見3条北8丁目3番5号

☎52-3650

りんごの里 北海道ケアネット

高齢者生活（介護保険）相談、認知症・リハビリデイ、グループホーム

↓リビング

↓1人部屋12帖、2人部屋20帖

個室・夫婦部屋をご用意できます

サービス付き高齢者向け住宅

ホームページはこちら

フェイスブックはこちら

ツイッターはこちら

インスタグラムはこちら

事業者を対象とした家賃支援給付金を支給します

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策による5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を支えるため、地代・家賃（賃料）などの負担を軽減する給付金を支給します。

▶対象事業者

資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

▶給付要件

次の要件をすべて満たす必要があります

- ①令和元年12月31日以前から事業収入（以下、売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- ②令和2年5月から同2年12月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかにあてはまること
 - (a) いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っている
 - (b) 連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っている
- ③他人の土地・建物を自身で営む事業のために直接占有し、使用・収益（物を直接に利活用して利益・利便を得ること）をしていることの対価として、賃料の支払いを行っていること

▶給付額

法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円一括支給

・算定方法 申請時の直近1か月における支払い賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍

対 象	支払賃料など（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料など × 2/3
	75万円超	50万円 + (支払賃料などの75万円の超過分 × 1/3) ※ただし、100万円（月額）が上限。
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料など × 2/3
	37.5万円超	25万円 + (支払賃料などの37.5万円の超過分 × 1/3) ※ただし、50万円（月額）が上限。

▶申請方法 次のいずれかで申請

- ①「家賃支援給付金」申請専用ホームページにて電子申請
 - ◆申請専用ホームページアドレス <https://yachin-shien.go.jp/>

- ②「申請サポート会場」にて申請 ※完全予約制

補助員が入力サポートを行います。

◆とき 8月31日(月)まで ※土・日曜日、祝日、8月14日(金)を除く。

◆ところ 商工会議所2階 大会議室

◆申請サポート会場 電話予約窓口

Tel 0120-150-413 (受付時間 9:00 ~ 18:00、土・日曜日、祝日含む)

▶申請期間

令和3年1月15日(金)まで（電子申請の締切は1月15日(金)の24:00まで）

問家賃支援給付金コールセンターTel 0120-653-930 または商工振興係Tel 54-2121

でんしゅ
田酒 純米吟醸

砂川彗星

旨い酒の

山小商店
0120-52-2829



三谷果樹園のブルーベリー狩り

7月下旬～8月中旬 開園9時 閉園17時

大粒のブルーベリーを自分の手で摘み取って、お腹いっぱい食べてください！詳しくは電話やホームページでご確認ください。

☆入園料の団体割引あり（10名以上）

☆摘み取ったブルーベリー（生・冷凍）の
販売・地方発送もしています



三谷果樹園

TEL 54-2036 FAX 52-4636

北吉野町232番地8 HP apple3-mi.com

ご存じですか？ 児童扶養手当と特別児童扶養手当

児童扶養手当

母子家庭や父子家庭などで、18歳まで（※1）の児童または中度以上の障がい（※2）を有する20歳未満（※2）の児童を監護し、下記対象のいずれかに該当する、所得制限限度額【表1】未満の方が受けることができます。

※1 18歳に達した後の最初の3月31日まで

※2 20歳に達する前日まで

▶対象 次のいずれかに該当する児童を監護している父もしくは母または父母に代わってその児童を養育している方

- ◆父母が離婚した児童
- ◆婚姻によらないで生まれた児童
- ◆父または母が死亡または生死不明である児童
- ◆父または母が重度の障がいを有する児童
- ◆父または母が1年以上拘禁されている児童
- ◆父または母に1年以上遺棄されている児童
- ◆父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童

▶手当月額（1世帯あたり）

- 全部支給 43,160円 ●一部支給 43,150円～10,180円

※扶養状況に応じて手当が加算されます。

【第2子】全部支給 10,190円、一部支給 10,180円～5,100円

【第3子以降】全部支給 6,110円、一部支給 6,100円～3,060円

▶引き続き受給するには

現在受給されている方や受給資格のある方は、8月中に「現況届」の手続きが必要です。該当する方には、日程などを別途通知します。

※期間内に手続きをしなかった場合、8月分以降の手当の支給が差し止められます。

▶毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回支給します

- 1月支給分 11月、12月分 ●3月支給分 1月、2月分 ●5月支給分 3月、4月分
- 7月支給分 5月、6月分 ●9月支給分 7月、8月分 ●11月支給分 9月、10月分

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に一定の障がいを有する児童を監護している父もしくは母または父母に代わってその児童を養育している方のうち、所得制限限度額【表2】未満の方が手当を受けることができます。

▶手当月額（1世帯あたり）

- 1級（重度）の児童 52,500円 ●2級（中度）の児童 34,970円

▶引き続き受給するには

●所得状況届の提出

特別児童扶養手当の受給者は、毎年8月12日から9月11日までに「特別児童扶養手当所得状況届」の提出が必要です。該当する方には日程などを別途通知します。

※期間内に手続きをしなかった場合、8月分以降の手当の支給が差し止められます。

●有期再認定請求

特別児童扶養手当の認定には、障がいの種類、程度により異なりますが、1年から2年程度の有期期限があります。有期期限がある場合、有期再認定を受けなければ、翌月以降の手当が受けられなくなります。

▶毎年4月、8月、11月の年3回支給します

- 4月支給分 12月～3月分 ●8月支給分 4月～7月分 ●11月支給分 8月～11月分

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けるには認定請求が必要で、申請した月の翌月分から支給対象となります。

子育て支援係TEL 54-2121

【表1】児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人		扶養義務者など
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算		

※本人の所得が限度額内であっても、扶養義務者などと同居している場合、その方の所得が限度額を超えていると手当が支給されません。

【表2】特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人	
	配偶者・扶養義務者	
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき21万3千円ずつ加算

※本人の所得が限度額内であっても、扶養義務者などと同居している場合、その方の所得が限度額を超えていると手当が支給されません。